

3-3 観光サイン基本構造の検討

(1)案内手法

基本思想：以下の考え方により基本的には108および114系の道路案内標識により誘導を行う。名称等の問題で誘導し難い場合は別途標識を設けるものとし、その際にも極力添架の形式を取る。

- 1)道路利用者にとっては108系の道路案内標識が最も見やすく見慣れているので分かりやすい。
- 2)別途標識を設置するには、経済的負担が非常に大きい。
- 3)別途設置した場合標識の数が増え煩雑なものとなり、かえって分かりにくい上、景観にも悪影響を与える。

ゾーン：108系道路案内標識により誘導する。

地域：108系道路案内標識により誘導する。

エリア 代表目標地、地区：以下の3つの方法いずれかで誘導する。

- 1)108系道路案内標識により誘導(平面図中の**緑文字**)
 >一般地の地名により誘導可能な名称の場合
- 2)114系道路案内標識もしくは著名地点を108系道路案内標識へ併記することにより誘導(平面図中の**青文字**)する。
- 3)道路案内標識柱に添架した「エリア 代表目的地、地区名」標識により誘導(平面図中の**赤文字**)する(これを観光案内標識と命名する)。(以下の写真が実際に設置された例であるが、次頁に整備のイメージ写真を添付する。)
 ※文中の平面図とは、観光案内サイン計画ゾーニング平面図のことである。



観光案内標識設置例(裏磐梯)

観光案内標識の整備イメージ

整備前



整備後



(4)その他・提案事項

1)同定性確保のための現在地を表示する記名サインの設置

記名サインはゾーン・エリア名称が市町村名や観光スポット名に一致しており、その名称が境界位置や観光スポット付近に設置されていれば、特に設置する必要はない。

ゾーン・エリア名称が市町村名や観光スポット名と一致していない場合は、そのゾーンなりエリアなりに進入した時点で到着を確認できるような記名サインの設置が必要となる。

2)単路部における同定性の確保

単路部において自分の走行している道路に関する情報(自分が走行している道路は正しいか)は道路の路線番号や道路の通称名により確認することができる。その路線において交差点や分岐箇所が頻繁にあれば、それらの箇所に設置された道路標識などにより路線番号や通称名が確認できるが、それらの箇所が遠く離れているような場合には確認が難しくなる。一部路線においては順次整備されてきているようであるが、確認が不可能な区間が連続する場合には道路標識設置基準に基づいて、国道においては概ね1km、県道においては1~2kmごとに路線番号、通称名の記名サインを設置すべきである。

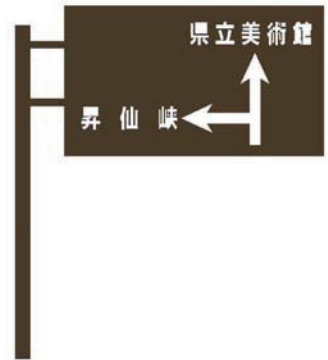
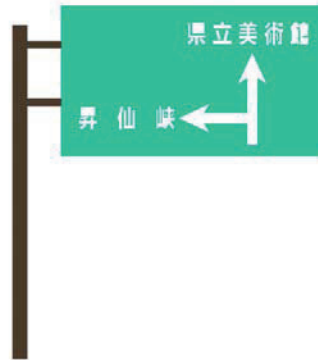
3)出発点から各ゾーンまでの距離の表示

106 系による距離の表示は観光客が安全として利用するのに非常に役立つ。そこで、IC、駅などからゾーンまでの距離を106系標識により表示する。その設置間隔は5km程度とする。

4)観光案内標識の色彩

その色彩については、まず立たずに、景観に馴染みやすいようなものが良いとされている。本計画においては、暫定的にエリア案内の標識については焦げ茶色、地区案内の標識については深緑色を使用している。実際に整備するまでには色彩についても検討を行っておく必要がある。

案内標識色彩案



観光地案内モデルケース

ケース1：須玉ICから美し森へと向かう

利用路線：国道141号、県道美し森清里線

経由交差点：7-8-9-10-11-12-106-13-14-16-18-108-19-109-36-37

須玉ICを下り、
交差点7：右折（北）



交差点8：直進（北）



交差点9：直進（北）



交差点12：直進（北）



交差点106：直進（北）



交差点13：直進（北）



交差点18：直進（北）



交差点108：直進（北）



交差点19：左折（西）



交差点37：直進（北）



美し森到着

交差点10：直進(北)



交差点11：直進(北)



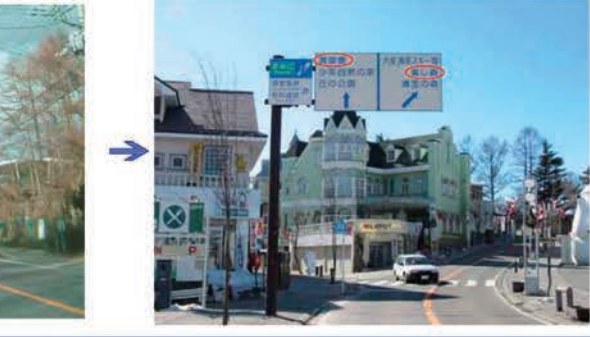
交差点14：直進(北)



交差点16：直進(北)



交差点109：直進(北)



交差点36：直進(北)



観光地案内モデルケース

ケース2：須玉ICから増富温泉郷へと向かう

利用路線：国道141号、県道北杜八ヶ岳公園線、県道増富若神子線、県道葦崎増富線
 経由交差点：7-8-9-10-60-64-103-65-68-69

須玉ICを下り、
 交差点7：右折（北）



交差点8：直進（北）



交差点9：直進（北）



交差点64：直進（北）



交差点103：直進（北）



交差点65：直進（北）



観光地案内モデルケース

ケース3：葦崎ICからフラワーセンターへと向かう

利用路線：県道葦崎昇仙峡線、県道島上条宮久保絵見堂線、広域農道
 経由交差点：葦崎IC-88-83-84

葦崎ICを下り、
 葦崎IC：右折（東）



交差点88：直進（東）



交差点83：左折（北）



交差点10：右折（東）



交差点60：直進（東）



交差点68：直進（北）



交差点69：到着

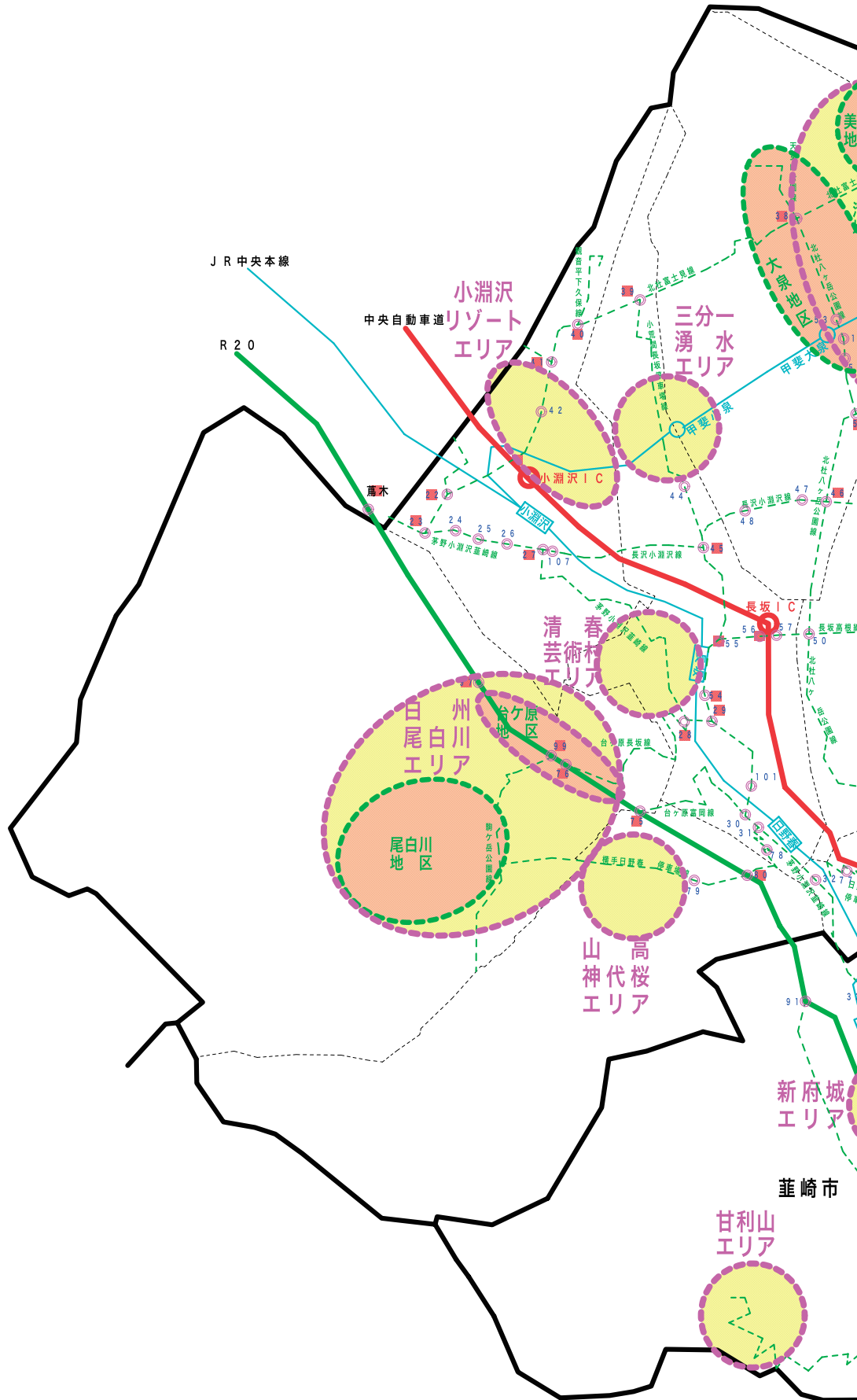


交差点84：直進（北）



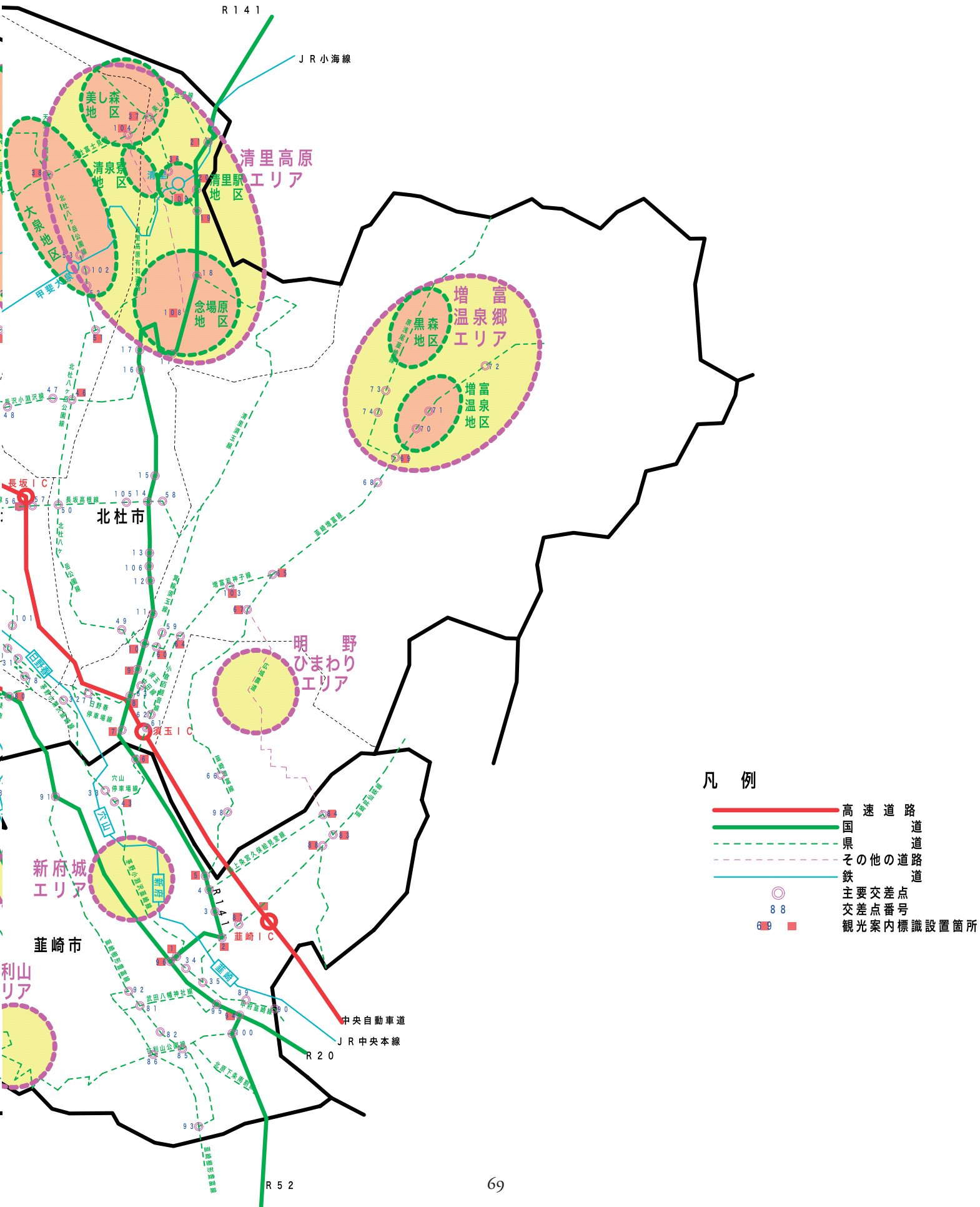
フラワーセンター到着





標識計画平面図

麓（峡北）ゾーン

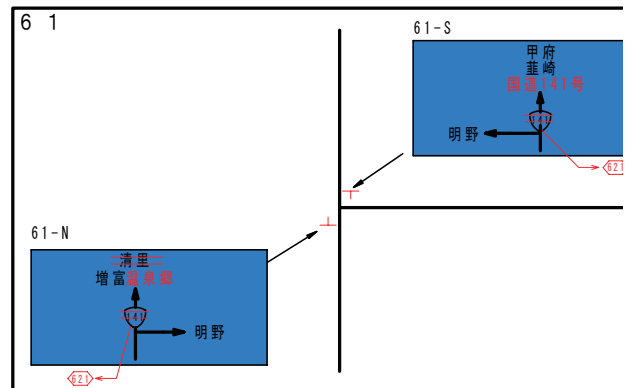
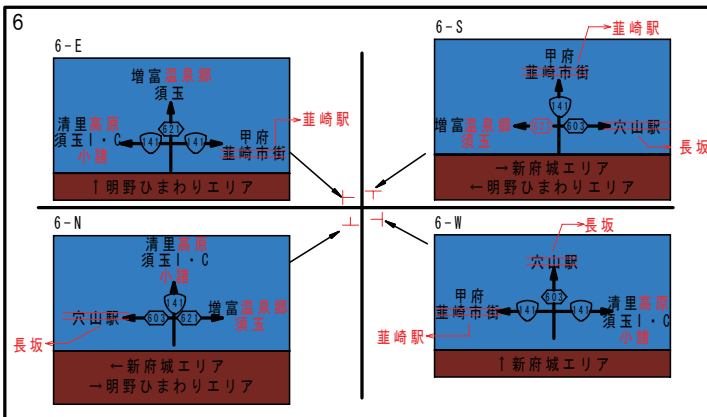
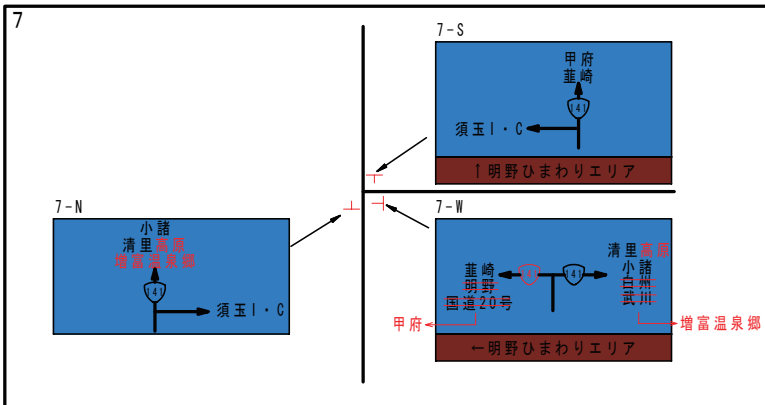
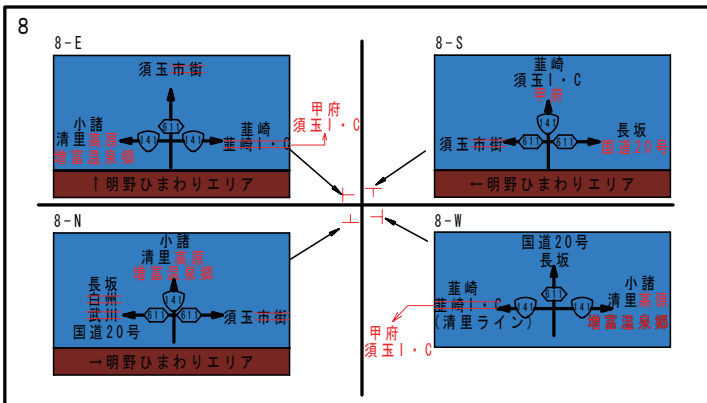
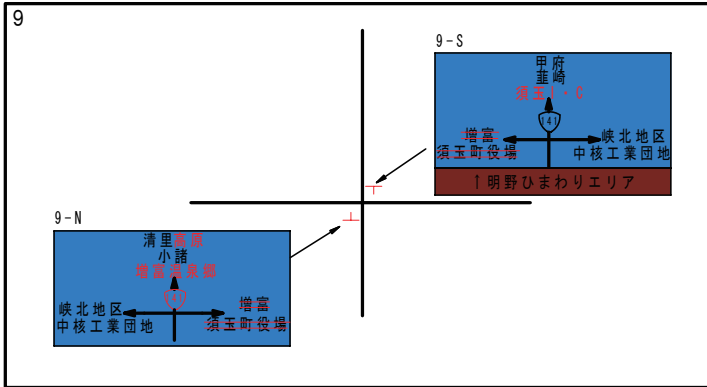
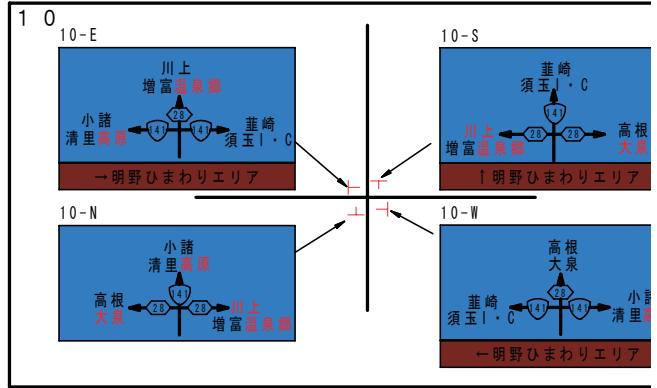


- ### 凡例
- 高速道路
 - 国道
 - - - 県道
 - - - その他の道路
 - 鉄道
 - 主要交差点
 - 88 交差点番号
 - 観光案内標識設置箇所

ゾーン名 : 八ヶ岳南麓3

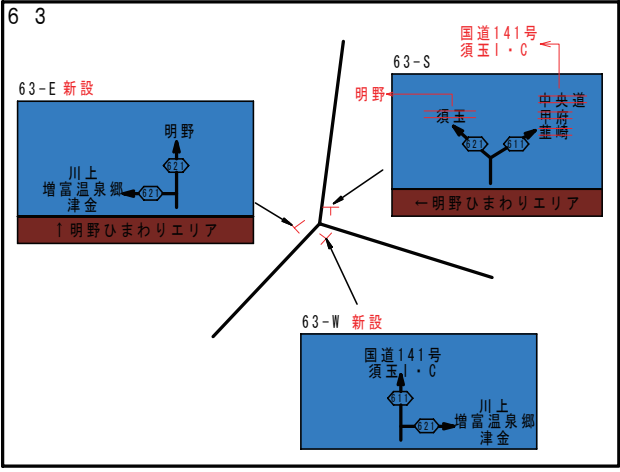
交差点番号 : 6、7、8、9、10、49、59、60、61、62、63、64

本計画は平成17年度当初における計画であるので、
実施の際には、時点修正が必要となる場合がある。

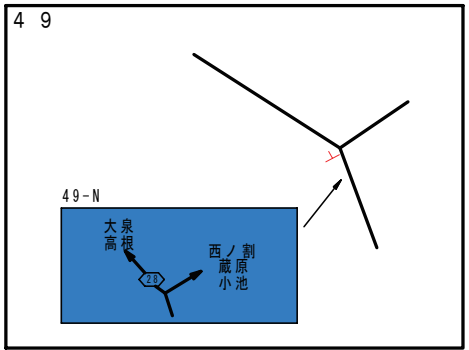
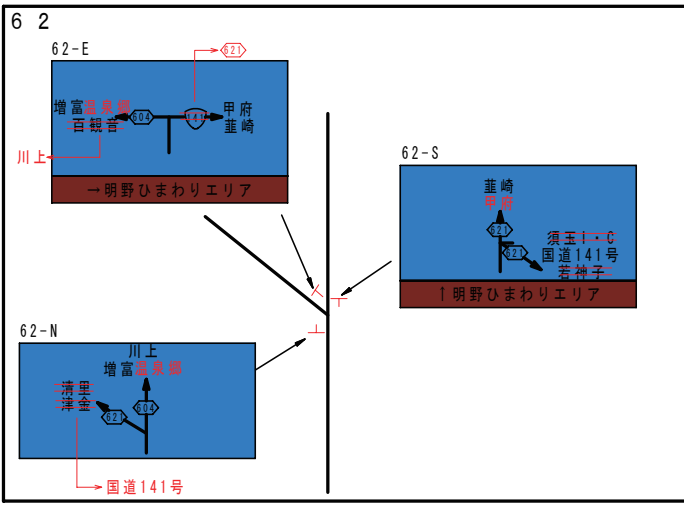
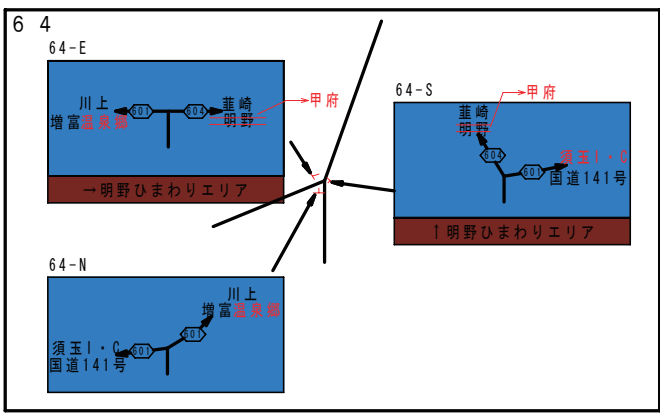
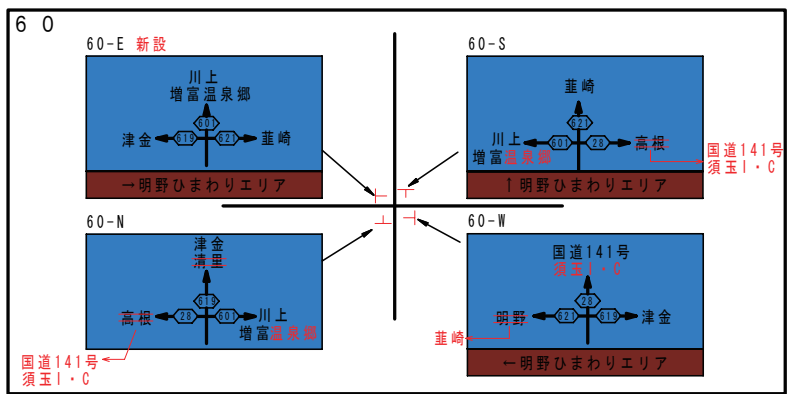
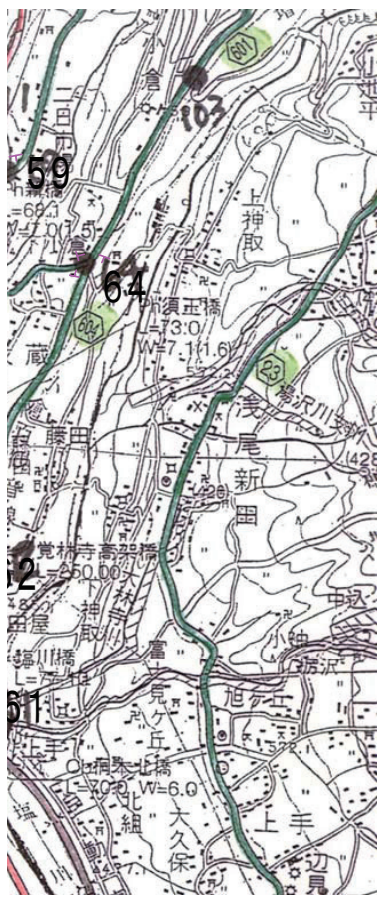
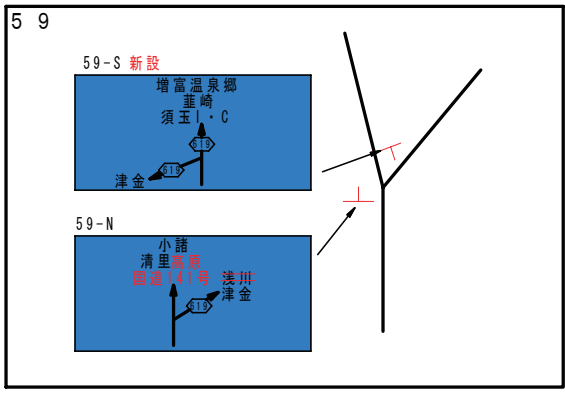


根
ア

小諸
ア



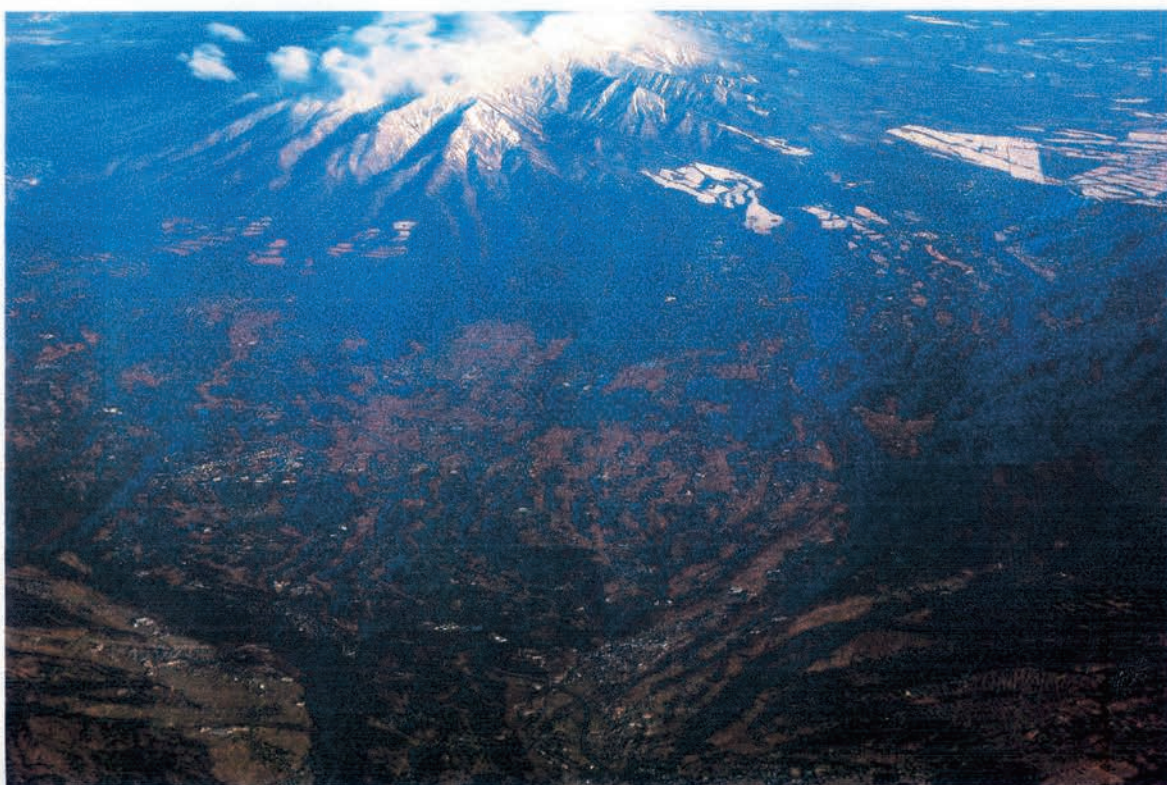
赤二本の傍線は削除、直近に赤文字のある場合は旧目標地の上に新目標地を貼付するものと考えている。また、矢印で表示している場合も同様である。さらに、赤文字は追加目標地、赤路線番号は追加路線番号を示している。



2 山梨県屋外広告物条例関連資料

(平成24年4月1日現在)

屋外広告物について



北杜市内で屋外広告物を掲出する場合は「山梨県屋外広告物条例」に適合している必要があり、許可を得なくてはなりません。

はじめに…

北杜市は、八ヶ岳連峰や甲斐駒ヶ岳など、日本を代表する美しい山岳景観に囲まれています。また、歴史的なまちなみや滞在型温泉地、高原リゾート地など、豊かな資源にも恵まれた地域です。こうした自然環境の中、情報伝達という広告物本来の機能を生かしながら、美しい景観の保全・創造や、快適な生活環境に結びつくような、すっきりとして、わかりやすく、環境と調和した広告物が望まれます。

屋外広告物とは？

以下の4つの条件を全て満たすものを指します。

- ・常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ・屋外で表示されるもの
- ・公衆（不特定多数の人を対象）に表示されるもの
- ・看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

このように、屋外広告物とは、商業広告だけでなく、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、行事、催し物の案内板等も含まれます。

どんなルールが？

○禁止物件

次のような物件には、地域に関係なく、原則として広告物を表示・設置することはできません。

景観重要建造物、景観重要樹木、橋、トンネル、中央帯、植樹帯、信号機、道路標識、ガードレール等、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備、路樹、路傍樹、消火栓、火災報知機、郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所、形像、記念碑等、電柱、街灯柱の類（はり紙、はり札、広告旗、立看板のみ禁止）

○禁止広告物

次のような広告物を表示・設置することはできません。

- ・著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したもの
- ・著しく汚損し、又は老朽化したもの
- ・構造又は表示若しくは設置の方法に危険のあるもの
- ・風雨・振動等により容易に破損し、落下し、又は倒壊のおそれのあるもの
- ・人又は車馬の通行を著しく害するおそれのあるもの

○広告物の基準

広告物を設置する場所で、設置できる広告物の大きさや色の基準が決まっています。

○許可の手続き

屋外広告物を市内に表示・設置・変更しようとするときは、その10日前までに、市長の許可を受けなければなりません。

○屋外広告業

山梨県に屋外広告業の登録をした業者でなければ屋外広告物を設置することができません。
（自家用の屋外広告物等を自分で設置する場合は除く）

電光表示広告物(LED看板等)について

LED看板のように絵や文字などの表示内容が変化するのは、景観上の問題はもちろん、信号機や標識の判別を妨げたり、運転者の注意力を錯乱するなど、安全上の問題も非常に大きいので、山梨県では第3種許可地域（都市計画法に定める用途地域が商業地域である地域）以外の地域では設置することができません。



屋外広告物の概要

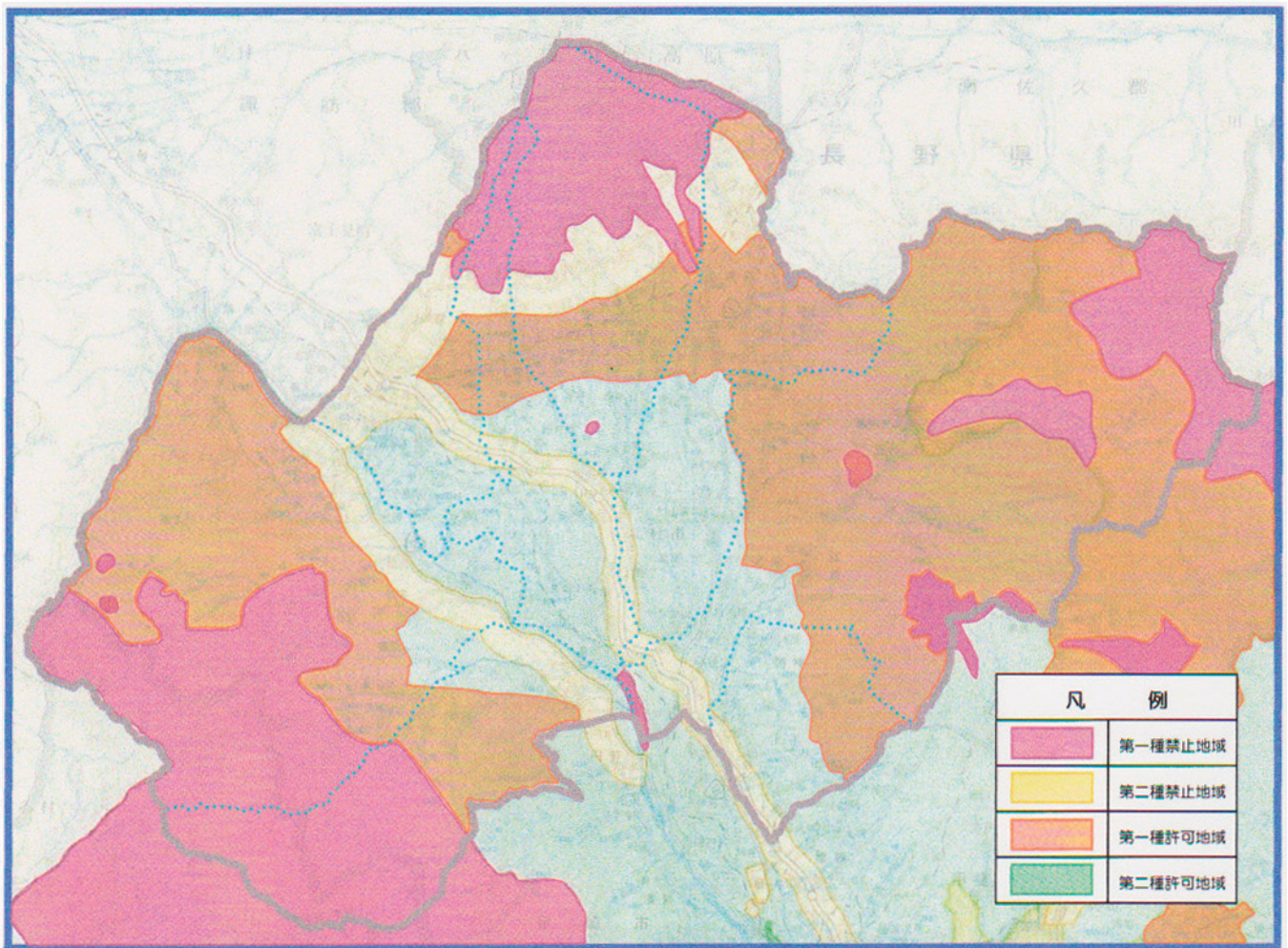
規制厳しい ←

→ 規制緩い

	第1種 禁止地域	第2種 禁止地域	第1種 許可地域	第2種 許可地域	第3種 許可地域										
規制地域	風致地区、自然公園法の特別地域のうち都市計画区域外等	自然公園法の特別地域、高速自動車道の両側500m以内等	市街化調整区域、自然公園法の普通地域（都市計画法の用途地域外）等	市及び指定する町村、自然公園法の普通地域（都市計画法の用途地域）等	都市計画法の商業地域										
規制内容															
自家用広告物 自己の氏名、名称、店名、商標、事業、事業内容を表示するため、自己の住所、営業所に表示、設置する広告物 	総面積 5㎡以内は許可申請不要	総面積 10㎡以内は許可申請不要													
	総面積 5㎡を超えるものは設置不可	総面積 10㎡を超えるものは設置不可	総面積 10㎡を超えた場合、すべて許可申請が必要です。												
道標・案内図 広告物に矢印や案内図等を掲示し、誘導を図るもの 	すべて許可申請が必要です。														
	<p>【許可基準の例】道標・案内看板の1枚の大きさ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1種禁止地域</th> <th>第2種禁止地域</th> <th>第1種許可地域</th> <th>第2種許可地域</th> <th>第3種許可地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1㎡以下</td> <td>1㎡以下</td> <td>1.5㎡以下</td> <td>1.7㎡以下</td> <td>2㎡以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一つの目的地に誘導するために区分の異なる地域に看板を設置する場合は、それぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計が1以下であること。</p> <p>【計算式】 $A/5.0 + B/7.5 + C/8.5 \leq 1$</p> <p>A: 第2種禁止地域における表示面積(単位 平方メートル) B: 第1種許可地域における表示面積(単位 平方メートル) C: 第2種許可地域における表示面積(単位 平方メートル)</p>					第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	1㎡以下	1㎡以下	1.5㎡以下	1.7㎡以下	2㎡以下
第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域											
1㎡以下	1㎡以下	1.5㎡以下	1.7㎡以下	2㎡以下											
一般広告物 自家用広告物や道標・案内図に該当しないもの 	設置不可		すべて許可申請が必要です。												

※ 冠婚葬祭、催し物等のために一時的に表示するもの等で、届出不要のものもあります。
 ※ 許可基準の詳細については、裏面の機関まで照会願います。

北杜市屋外広告物規制図



※北杜市のほとんどが第一種許可地域（橙色）・第二種許可地域（緑色）・第二種禁止地域（黄色）に該当します。

※第二種禁止地域・・・中央自動車道両側500m以内、国道20号(韮崎市穴山町穴山橋から北杜市新国界橋)南アルプス側1,000m以内、県道北杜富士見線両側1,000m以内、ハヶ岳高原大橋～国道141号線

※詳しくは、山梨県県土整備部美しい県土づくり推進室のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.yamanashi.jp> 「屋外広告物に関すること」で検索

○規制地域の区分及び基準の詳細等については、次の機関までお問い合わせ下さい。

- ・ 中北建設事務所（中央市・昭和町・韮崎市） 055-224-1671
- ・ 峡東建設事務所（甲州市・山梨市・笛吹市） 0553-20-2717
- ・ 峡南建設事務所（市川三郷町・富士川町・身延町・南部町） 055-240-4120
- ・ 富士・東部建設事務所（富士吉田市・大月市・都留市・上野原市・西桂町・鳴沢村・山中湖村・丹波山村）
0554-22-7836

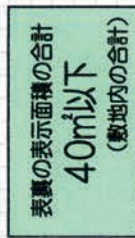
○次の市町村の区域内にあっては各市町村窓口

- ・ 甲府市 055-237-5829 ・ 南アルプス市 055-282-6397 ・ 北杜市 0551-42-1361
- ・ 甲斐市 055-278-1668 ・ 早川町 0556-45-2511 ・ 富士河口湖町 0555-72-1976
- ・ 道志村 0554-52-2114 ・ 忍野村 0555-84-7781 ・ 小菅村 0428-87-0111

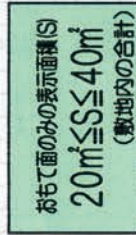
第一種許可地域の基準

＜自家用広告物等＞

自家用広告物とは・・・
 自己の氏名、名称、店名、商標等または自己の事業、営業内容を、自己の住所又は事業所、営業所等の敷地内に表示するものです。



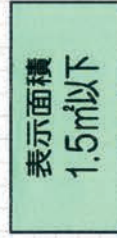
12m以下



5m以下

＜道標・案内図等＞

道標とは・・・
 店舗、事業所への案内誘導を目的とするもの。



5m以下

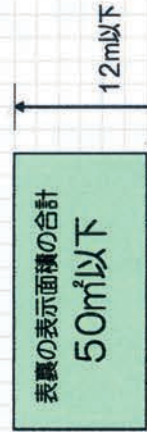
案内図とは・・・
 公衆の利便に供することを目的としたもの。
 住宅案内図、観光案内図など

※1つの目的地に誘導するため
 に複数の箇所に設置する場合
 の表示面積の合計が7.5m²以下

※2以上の者が共同で設置する場合、
 表示面積1.5m²に設置する者の
 数を乗じて得た面積の合計が
 12m²以下

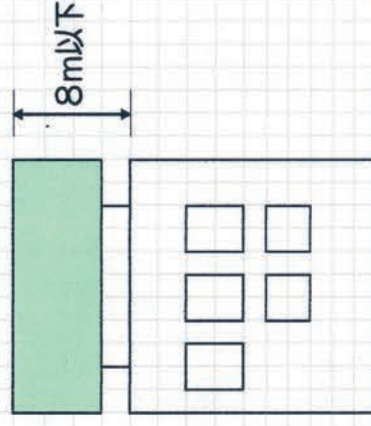
＜野立広告物等＞

野立広告物とは・・・
 街路や路地、田畑などに設けて、
 通行人や乗客に店舗や企業などを
 PR、案内、誘導したりするための
 のものです。

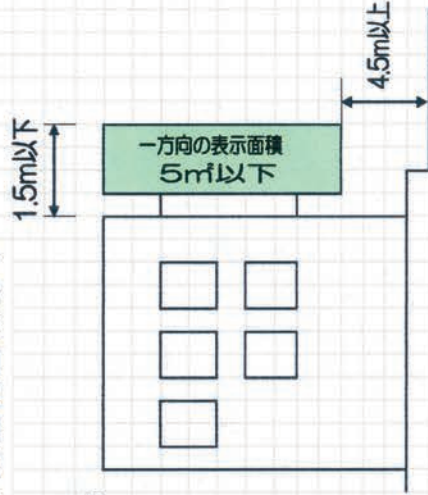


※おちて面のみの表示面積(S)が25m² ≤ S ≤ 50m²
 の場合の高さは5m以下とする。

＜屋上広告物等＞



＜突出広告物等＞

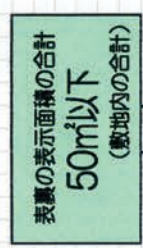


※歩道上に設置する場合は2.5m以上

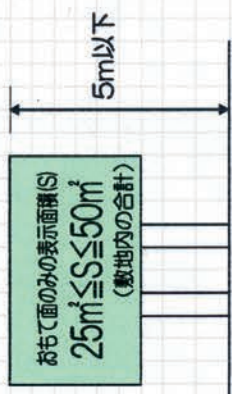
第二種許可地域の基準

〈 自家用広告物等 〉

自家用広告物とは・・・
 自己の氏名、名称、店名、商標等または自己の事業、営業内容を、自己の住所又は事業所、営業所等の敷地内に表示するものです。



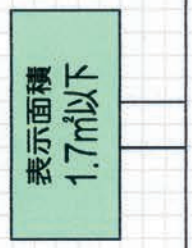
15m以下



5m以下

〈 道標・案内図等 〉

道標とは・・・
 店舗、事業所への案内誘導を目的とするもの。



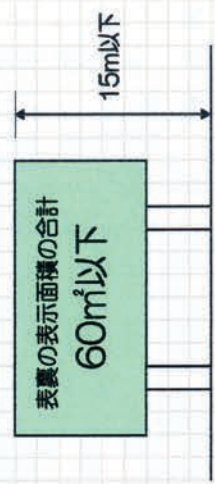
5m以下

案内図とは・・・
 公衆の利便に供することを目的としたもの。
 住宅案内図、観光案内図など

※1つの目的地に誘導するために複数の箇所に設置する場合の表示面積の合計が8.5㎡以下
 ※2以上の者が共同で設置する場合、表示面積1.7㎡に設置する者の数を乗じて得た面積の合計が14㎡以下

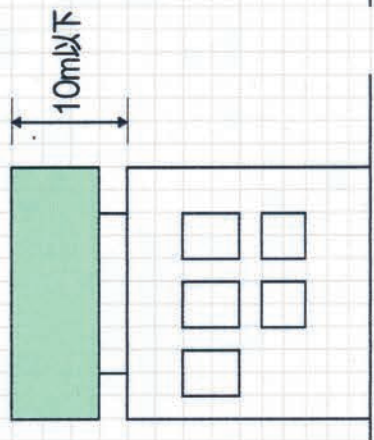
〈 野立広告物等 〉

野立広告物とは・・・
 街路や路地、田畑などに設けて、通行人や乗客に店舗や企業などをPR、案内、誘導したりするためのものです。

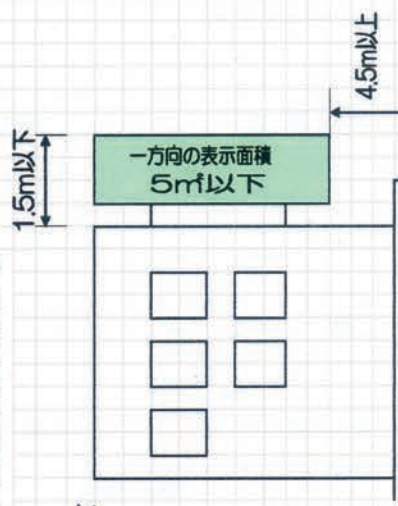


※おちて面のみの表示面積(S)が30㎡ ≤ S ≤ 60㎡の場合の高さは5m以下とする。

〈 屋上広告物等 〉



〈 突出広告物等 〉



※ 歩道上に設置する場合は2.5m以上

3 サインに使用する書体について

活字書体の判断における三原則
(タイポグラフィ学会)

・

判別性: 見分けやすさ
(レジビリティ Legibility)

活字書体におけるほかの文字との差異判別や、認識の程度。

・

可読性: 読みやすさ
(リーダビリティ Readability)

文章として組まれたときの語や、文章としての活字書体の読みやすさの程度。

・

誘目性: 目につきやすさ
(インデューシビリティ Inducibility)

視線を補足して、活字書体などの情報にさそう事。またはその誘導の程度。

ゴシック系書体

明朝系書体

楷書系書体

宋朝系書体

隷書系書体

1) サインに使用する書体の検討

次ページに、代表的な和文書体の一覧を掲載する。

これらの書体の中でサインに使用する読み取りやすい書体としては、可読性(読みやすさ)、判別性(見分けやすさ)、誘目性(眼につきやすさ)に優れている書体がふさわしい。

行書系、ディスプレイ系の書体は、可読性、判別性の点で問題があるので、ゴシック系、明朝系、楷書系、宋朝系、隷書系の書体の中から書体を選択するものとする。

① ゴシック系書体

ゴシック系書体は誘目性(眼につきやすさ)に優れた書体である。車両用サインや誘導サインのように、地名の表示などによる案内誘導にはもっとも適した書体だといえる。

② 明朝系書体

明朝系書体は判別性(見分けやすさ)に優れた書体である。地名や単語のみの表示ではなく、ある程度の文章量を表示するような場合には、有効な書体だといえる。

③ 楷書系、宋朝系、隷書系書体

楷書系、宋朝系、隷書系書体は、文字を彫刻刀で彫り込んだり、墨と筆で書き記したりしていた時代に生まれた書体である。長い歴史の中で切磋琢磨されてきた書体であり、可読性、判別性、誘目性のバランスがとれた書体だといえる。

歴史の浅いゴシック系、明朝系の書体は近代的で比較的無個性な書体であるのに対して、楷書系、宋朝系、隷書系書体はそれぞれの書風の特徴が、現在の活字にも色濃く残されている。ゴシック系、明朝系の書体では物足りない、歴史的なものを案内するサイン、説明サイン、民間サインなどには、楷書系、宋朝系、隷書系書体が有効な書体だといえる。

その際に北杜市の風土特性に照らし合わせて、楷書系、宋朝系、隷書系のどの書体がふさわしいかを検討する必要がある。